

## 戦前期日本の海外石油確保と蘭領東インド石油

—日蘭石油交渉と蘭印の対日石油輸出方針を中心に—

張 允貞 (チャン ユンチョン)

\* 報告の流れ

1. 課題の設定
2. 日本の「蘭印物資13品目要求」と蘭印政府の回答の分析
3. 日蘭石油交渉の展開
4. 結論

### 1. 課題の設定

報告の目的：1940年の日蘭石油交渉を蘭印側の立場から検討し、その対日石油輸出方針を解明

時代状況と蘭印石油の確保

① アメリカからの原油・石油製品の輸入：380万kl(1937年)→270万kl(1939年)

② 民間の石油消費量：500万kl(1937年)→350万kl(1939年)

③ 軍の石油消費量：100万kl(1937年)→147万kl(1940年)

国内石油消費に占める軍需の割合：17%(1937年)→30%(1940年)

→軍部の石油需要が増加の一途をたどり、さらにアメリカからの石油供給が懸念される状況の中で、日本にとって蘭印石油の確保が喫緊の課題

→1940年9月の日蘭石油交渉、第2次日蘭会商において石油交渉が最大の懸案事項

先行研究の整理

① 戦前期日本の海外石油確保

A. アメリカの対日石油輸出政策：Anderson<sup>1</sup>

B. 対日経済制裁：三輪宗弘<sup>2</sup>、平智之<sup>3</sup>

② 蘭印石油の確保

A. 総力戦体制と蘭印物資の確保：安達宏昭<sup>4</sup>

- ・ 1940年の第2次日蘭会商における二段構えの政策、短期的には戦略物資の輸入による応急確保、長期的には資本進出による自主開発
- ・ 蘭印物資の中では蘭印石油の確保が先決事項

---

<sup>1</sup> Irvine H. Anderson, Jr., *The standard – vacuum oil company and United States east asian policy, 1933-1941*, Princeton: Princeton University Press, 1975.

<sup>2</sup> 三輪宗弘『太平洋戦争と石油』日本経済評論社、2004年。

<sup>3</sup> 平智之「経済制裁下の対外経済」原朗編『日本の戦時経済』東京大学出版会、1995年。

<sup>4</sup> 安達宏昭「南方経済政策の形成」『戦前期日本と東南アジア—資源獲得の視点から』吉川弘文館、2002年。

B. 経済外交史<sup>5</sup>

- ・ 蘭印との石油交渉が日本側にとり不満足ながらも一応の契約調印
- ・ 蘭印側が英米の強い介入を受け、それが交渉の結果に影響したと指摘
- ・ ただ、蘭印側の交渉方針自体の分析は行われていない

先行研究の問題点

- ・ 英米の関与が石油交渉に一応の影響を及ぼしたことに異論なし。だが、それが石油交渉の行方のすべてを規定するものであったとの考えにくい
- ・ 交渉主体の蘭印側の対日石油輸出方針が解明されない限り、日蘭石油交渉の実態が明らかにされたとはいえない
- ・ 先行研究では蘭印側の方針についての実証的分析を欠いたまま、アメリカの指示を受けた蘭印が対日石油輸出に消極的な態度を示した、というイメージが形成

報告の課題と分析視角

① 問題関心

- ・ 蘭印の交渉態度:日本が1940年に石油交渉を通して蘭印から確保できた契約量は従来の蘭印石油の対日輸出量を遥かに超過
- ・ 契約成立量136万トン:1939年の蘭印の対日石油輸出量33万トンに比べれば、4倍以上の輸出増加を意味

⇒蘭印はなぜ、日本向けの石油輸出を増加させようとしたか?

② 分析視角

- ・ 蘭印の対外関係、なかでも対日石油輸出をめぐる英米との関係や蘭印の経済状況に留意しつつ、1940年の日蘭石油交渉における蘭印側の対日石油輸出方針を明らかにする

③ 課題設定

- A. 蘭印において石油はどのように位置付けられ、蘭印は日本の石油輸出の要求に対して如何に対応しようとしていたか。
- B. 蘭印の対日石油輸出方針は実際の石油交渉過程でどのように貫かれ、あるいはどのように変化したか。蘭印側回答の単なる確認ではなく、蘭印側からの提示量や提示品目についても吟味。

## 2. 日本の「蘭印物資13品目要求」とその回答の分析

### 2-1) 日本政府の「蘭印物資13品目要求」

- ・ 日蘭会商の序幕:1940年5月20日の「蘭印物資13品目要求」
- ・ 13品目要求の背景:ドイツ軍のオランダ侵攻とそれによる植民地蘭印の情勢不安  
C f)1940年5月10日、ドイツ軍のオランダ進撃  
1940年5月14日、オランダ政府のイギリス亡命

---

<sup>5</sup> 長岡新次郎「有田声明と日蘭印経済交渉」日本国際政治学会太平洋戦争原因究明部編『太平洋戦争への道 第6巻 南方進出』朝日新聞社、1963年;山崎功「資源外交と南進政策・南方軍政」『岩波講座 東アジア近現代史 第6巻 アジア太平洋戦争と「大東亜共栄圏」1935-1945』岩波書店、2011年。

→植民地蘭印におけるオランダ本国の統治が十分に機能しなくなる  
→日本政府にとって蘭印物資確保の好機到来  
1940年5月20日、蘭印物資13品目要求〔表1〕

2-2) 13品目要求に対する蘭印政府の回答とその分析

【回答内容】: 表1

- ・日本の要求量通りの輸出は困難(6品目): 石油、屑鉄、塩、マンガン鉱、モリブデン、タングステン
- ・日本の要求量通りの輸出が可能(7品目): ボーキサイト、ニッケル鉱、ゴム、クローム鉄鉱、ヒマシ、錫、キナ皮

⇒なぜ物資によって蘭印政府の回答に差が生じたのか。

【図1) の分析】

A. 石油以外の12品目

① 生産能力(9品目)

- ・生産能力を有する4品目(キナ皮、ゴム、錫、ボーキサイト) →日本の要求が受け入れられた
- ・生産能力を有していない5品目(屑鉄、塩、マンガン鉱、モリブデン、タングステン) →日本の要求が受け入れられなかった
- ・12品目のうち、9品目において生産能力の有無と輸出の可否が一致、蘭印の回答を左右した最大の要因

② 対日輸出実績: キナ皮、ゴム、ヒマシ

③ 企業間契約: ニッケル鉱、クローム鉄鉱

- ・ニッケル鉱: 1941年より向こう10年間、毎年15万トンの供給契約がすでに成立(蘭印のボニトロ会社と大洋鉱業会社との間で1941年より向こう10年間で毎年12万トンの供給契約、蘭印のセレバス鉱業会社と日蘭商事との間で1941年より向こう10年間で毎年3万トンの供給契約)
- ・クローム鉄鉱: 「既ニ日本国商社ト蘭領印度商社トノ間ニ私的契約(…already been arranged to make purchases through private contracts between Japanese firms and Netherlands Indian firms)」<sup>6</sup>が成立

→石油を除く12品目については経済的要因によって説明可能

B. 石油

① 日本の要求が受け入れられなかった6品目中、石油のみが蘭印に生産能力があった物資

② 蘭印が生産能力を有する5品目中、日本の要求が受け入れられなかった唯一の品目

→石油に対する回答には、経済的なものでない要因が強く影響

<sup>6</sup> 外務大臣官房文書課『外交史料 日・蘭印経済交渉ノ部』57頁(和文), 61頁(英文)。クローム鉄鉱の契約内容の詳細は資料上の制約により不明であるが、オランダの大手鉱業会社のビリトン社(Billiton Maatschappij)から、当時、蘭印ボーキサイトの輸入に携わっていた日蘭商事に購入意思が打診された経緯がある。De Gezant te Tokio Pabst aan de Minister van Buitenlandse Zaken van Kleffens, 24 Mei 1940, No.781, H.H.18(G)/190., Buitenlandse Zaken(以下, BZ), Londens Archief(以下, LA), Geheim Archief/DZ-AI4(4). Exh.17, Het Nationaal Archief(以下, HNA), Den Haag.

C f) 外交的要素も考慮:オランダ植民省の指摘

「日本の石油要求に対してオランダ政府自身が積極的に協調する姿勢をみせることは、アメリカからの非難を買う恐れがある」<sup>7</sup>。→対米関係を意識

\* 石油の特殊性

- ・対日石油輸出問題:経済的要素だけでなく、外交的要素も考慮
- ・経済的要因だけでは説明ができないという意味で、蘭印物資13品目の中で「特殊な物資」

2-3) 対日石油輸出方針

- ① 石油に対する回答:「蘭領印度ノ石油会社ハ日本側ニ於テ適時ニ契約ガ締結セラルルコトヲ条件トシ右要求量(100万トン:引用者)ヲ供給スルコト可能ナリト思考セラル(II semble possible que les compagnies de pétrole aux Indes néerlandaises peuvent livrer ces quantités demandées à condition que du côté japonais des contrats soient conclus à temps.)」<sup>8</sup> →日本の要求を受け入れるともとれる表現
- ② 蘭印政府の態度:石油供給については石油会社との交渉事項としつつも、石油会社に対し迅速に交渉を開始させて日本の要求を満足させるよう指示
- ③ 蘭印の石油会社が日本の要求を満足しきれない場合はペルシア原油を輸入して対日供給に当てることも検討

C f) 蘭印の経済状況

- ・勅令A6により、蘭印からドイツ占領地域への輸出禁止
- ・蘭印のヨーロッパ向けの輸出に大打撃
- ・ヨーロッパ以外の地域との貿易を通じて可能な限り多くの利益を獲得する必要  
⇒対日石油輸出に積極的な姿勢

### 3. 日蘭石油交渉の展開

3-1) 1940年7~8月の交渉(東京交渉)

・交渉当事者

日本側:海軍省、商工省燃料局

蘭印側: Rising Sun Petroleum Co., Standard Vacuum Oil Co.

<sup>7</sup> De Minister van Koloniën Welter aan de Minister van Buitenlandse Zaken van Kleffens, 5 Juli 1940, No.160, BZ, LA, Geheim Archief/DZ-AI3(1), HNA.

<sup>8</sup> 外務大臣官房文書課『外交史料 日・蘭印経済交渉ノ部』43頁(和文), 55頁(仏文)。

\* 1940年8月末までの成約内容

品目	数量(トン)	備考
航空揮発油用原油	120,000	7月3日付回答
一般原油	360,000	7月3日付回答
一般揮発油	100,000	
航空揮発油	33,000	スポット取引
ディーゼル・エンジン用重油	16,000	スポット取引
計	629,000	

注)数量は全て1年間の供給量である。

出所)外交史料館所蔵「外務省記録」B.2.0.0.J/N2-3-2, 1940年10月29日, 通商局第6課, 「蘭印産石油買付問題ニ関スル交渉経過」。

3-2) 日蘭石油交渉の開催経緯

- ・ 1940年7月2日、アメリカの国防法の成立：軍需物資の輸出許可制の実施
  - C f) 道義的禁輸 (Moral Embargo)：軍需物資の製造会社や輸出企業への道義的要請、法的拘束力はない
  - 国防法 (National Defense Act)：大統領に貿易制限の権限付与、法的根拠に基づく強力な輸出制限の実施
- ・ 国防法の成立後、アメリカからの対日航空揮発油の輸出量は皆無：実質的な航空揮発油の対日禁輸措置
- ・ 1940年7月3日、藤原銀次郎商工大臣が「蘭印石油資源ニ関スル件」と題する閣議稟請案を米内光正総理大臣宛に提出：蘭印は極めて豊富な石油資源を有するのみならず、地理的に日本と近接した石油供給源と指摘。蘭印石油確保のために民間有力者等を現地に派遣して石油交渉を速やかに進めるべきと提案。
- ・ 1940年7月12日、有田八郎外務大臣が閣議で日蘭会商の開催について説明
- ・ 1940年7月22日、第2次近衛文麿内閣が成立、外務大臣には松岡洋介が就任、日蘭会商の開催方針はそのまま引き継がれる
- ・ 1940年9月12日、蘭印バタビアで日蘭会商の開始、石油交渉が最初に行われる

3-3) 交渉過程

\* 交渉団の構成

- ① 日本側代表使節：小林一三商工大臣  
民間石油交渉団代表：向井忠晴三井物産会長
- ② 蘭印側交渉代表：ファン・モーク蘭印経済長官  
石油交渉団：蘭印現地石油会社の役員及びロイヤル・ダッチ・シェル、スタンダードから4名を派遣

\* 日本側の要求〔表4〕

- ① 要求数量：315万トン
  - ・ 1940年5月の13品目要求での100万トンから3倍以上増加
  - ・ 要求数量の決定過程は資料上不明
  - ・ 小林代表の発言：「日本の315万トンの石油要求はアメリカの石油輸出許可制の影響である」<sup>9</sup> →アメリカからの供給不安

<sup>9</sup> Paraphrase van Telegram van den Gouverneur Generaal van Nederlandsch Indiës

②航空燃料が要求量の約半分(150万トン)

- ・1940年7月以降、アメリカからオクタン価87以上の航空揮発油の輸入が困難
- ・航空燃料の確保が日本の最大関心事

\*蘭印側の回答〔表4〕

- ①提示量: 72万6,500トン、要求量の僅か2割強
- ②航空燃料の提示量は皆無
- ③日本側が要求していない品目をも提示

\*交渉における最大の争点: 航空燃料の対日輸出

日本側は、蘭印側回答を受け取った10月8日直ちに、「航空用原油皆無揮発油当方要求ト懸隔甚タシキヲ指摘シタ」が、蘭印の石油会社側は「引受余力ナシ」との理由で供給不可能の返答を繰り返す<sup>10</sup>。

C f) 交渉開始以前の蘭印総督の考え: 「合理的な範囲内であれば、航空揮発油の輸出を行うべき」<sup>11</sup>

⇒にもかかわらず、当初の方針とは全く対照的な回答がなされたのはなぜ?

\*航空燃料の対日輸出とアメリカの介入

- ・8月16日米國務省での会議(ロイヤル・ダッチ・シェル、スタンダード)
- ・國務省の狙い: 日蘭石油交渉に関するアメリカ政府の考えを明確に示し、石油会社側から合意を引き出す
- ・ボーンベック(Stanley K. Hornbeck)顧問の意見: 一般原油の輸出に反対なし。航空燃料に関しては断固反対。
- ・その結果、石油会社側は日本の航空燃料の要求に対して皆無の回答

C f) ロイヤル・ダッチ・シェルの内部文書: アメリカ政府の同意なしには日本向けに航空揮発油を自由に輸出することができない<sup>12</sup>

---

aan den Minister van Koloniën, 13 September 1940, Letter L. BZ, LA, Inv.289, HNA.

<sup>10</sup> 外交史料館所蔵「外務省記録」B.2.0.0.J/N2-3-2, 1940年10月11日「小林代表発松岡大臣宛(燃料局長官へ向井ヨリ)会商第65号」。

<sup>11</sup> De Minister van Buitenlandse Zaken aan de Gezant te Washington Loudon, 21 Augustus 1940, Geheim Cijferteleggram No.729 AB. BZ, LA, Geheim Archief/DZ-AI6, HNA.

<sup>12</sup> N.V. De Bataafsche Petroleum Maatschappij aan den Minister van Buitenlandse Zaken, 7 Oktober 1940, BZ, LA en Daarmee Samenhangende Archieven, (1936)1940-1945(1958), HNA. 一方、アメリカ政府の関与によって蘭印からの航空揮発油の対日輸出が不可能になった結果、翌1941年にロイヤル・ダッチ・シェルの蘭印現地子会社であるバターフセ石油会社はオクタン価90の航空揮発油の余剰を抱えることになった。日本に輸出されていれば、おそらく余剰在庫が発生することはなかったと考えられる。このようにみると、当時の蘭印にとり日本は最大の軍事的脅威であったにもかかわらず、経済的には蘭印石油の重要な輸出市場であったということができよう(FO 837/539 T33/291, Mark Tuner [Ministry of Economic Warfare] to M. R. Bridgeman [Petroleum Department], 4 April 1941, The National Archives, London)。

＊蘭印の対日配慮の姿勢と蘭印側回答

・日本側要求と蘭印側回答の比較〔表4〕

日本側要求：航空燃料（48%）、原油（36%）、ディーゼル油（16%）

蘭印側回答：日本側の要求していない品目（45%）、原油（39%）、ディーゼル油（16%）

→日本側要求で航空燃料が最大量、蘭印側回答では日本側の要求していない品目が最大量

→蘭印側は日本側が最も重視していた航空燃料の輸出を拒否する代わりに、日本側の要求していない品目を付け足すことで対日供給量を満たそうとした。

C f 1) 蘭印総督の発言：「蘭印側が一般揮発油を提示したのは、航空揮発油に対する回答が皆無であったことのある程度の補償になるであろう」<sup>13</sup>

C f 2) 技術情報の提供：一般揮発油（oct.69-70）はテトラエチル鉛の加鉛処理により航空揮発油（oct.87以上）に製造可能

・蘭印は航空燃料に関しては、アメリカの強い介入により当初の方針を貫くことは出来なかった。しかし、蘭印自らが進んで日本側の要求していない品目をも提示してきた事実からは、可能な範囲内で日本の要求に応じようとする蘭印側の対日配慮の姿勢が読み取れる。

→対日配慮の姿勢は何に起因するものなのか？

＊石油交渉と蘭印防衛問題

・1940年9月の日本軍の北部仏印進駐、日独伊三国同盟締結

・蘭印にとってみれば、日本の武力南進の可能性→蘭印防衛問題の顕在化

・蘭印防衛の現実：蘭印が日本の南進に対処するために、英米に軍事的支援を要請したにもかかわらず、英米のいずれもが対蘭印支援に消極的<sup>14</sup>

C f 1) イギリス：①ドイツとの空中戦の最中、イギリス本土防衛に戦力を集中

②蘭印防衛についてオランダ政府と論議する意思はあったものの、対蘭印軍事支援の能力の欠如

③アメリカが対蘭印支援の意思を示さない限り、蘭印防衛に関する如何なる約束もできない→太平洋戦争勃発直前までの対蘭印政治外交路線

C f 2) アメリカ：①ローズヴェルトの不参戦の大統領選挙公約

②対蘭印軍事支援の確約：太平洋戦争勃発直前の1941年11月

・1940年10月の時点で、英米からの支援は望み薄の状況

→蘭印にとっての最良の防衛策は経済問題で日本との間で事を起こさないこと

→石油交渉の決裂によって日本を刺激することのないよう細心の注意を払う必要

<sup>13</sup> De Gouverneur Generaal Tjarda van Starkenborgh Stachouwer aan de Minister van Koloniën Welter, 11 Oktober 1940, Cijferteleggram VV-WW. Kol., LA, Lettertelegrammen van Gouverneur Generaal 1940, HNA.

<sup>14</sup> DBPN, Deel II, No.460, De Minister van Buitenlandse Zaken van Kleffens aan de Gezant te Washington Loudon, 26 Oktober 1940; No.463, De Gezant te Washington Loudon aan de Minister Buitenlandse Zaken van Kleffens, 29 Oktober 1940.

\* 契約調印

- ・一定の対日配慮がなされたとはいえ、蘭印側回答は日本側にとって満足できるものではない
- ・日本側交渉団はさらに粘り強く交渉を重ねたが、蘭印側の回答に変化なし
- ・現地交渉団は10月29日、蘭印側回答を受け入れ「契約締結ノ外無シ」と外務省に報告
- ・1940年11月12日、蘭印で石油売買覚書の調印

\* 石油確保量の135万5,500トンに対する評価〔表5〕

- ① 1940年5月の13品目中の石油要求量100万トンから36%増加
- ② 例年の蘭印石油の対日輸出量との比較：例年より3~4倍の輸出増加を意味
  - 1937年：52万5,214トン
  - 1938年：35万3,036トン
  - 1939年：32万6,445トン

⇒アメリカの強い介入にもかかわらず、蘭印は可能な範囲内で日本の要求に応じようとする方針を堅持

#### 4. 結論

(1) 1940年5月の13品目要求に対する蘭印政府の回答の分析

\* 石油の特殊性

石油以外の12品目：蘭印の生産能力、対日輸出実績などの経済的要因によって説明可能  
石油：経済的要因だけでは説明が不可能な例外的存在

\* 交渉開始以前の対日石油輸出方針

- ・石油に対する回答：極めて曖昧な回答  
「蘭領印度ノ石油会社ハ日本側ニ於テ適時ニ契約ガ締結セラルルコトヲ条件トシ」、  
「(100万トンの石油を：引用者) 供給スルコト可能ナリト思考セラル」
- ・日本の石油要求に対して極めて曖昧な回答をしつつも、石油会社に対し日本の要求を満足させるよう指示
- ・蘭印の石油会社が日本の要求を満たさない場合は、ペルシア原油を輸入してそれを対日輸出に当てることも検討

⇒日蘭石油交渉の開始以前における蘭印政府の対日石油輸出方針は決して消極的なものではなかった。

(2) 交渉過程における蘭印側方針の特徴

：状況の推移に応じて方針の変化はあるものの、常に日本に対する一定の配慮を忘れていない

\* 1940年7~8月の東京交渉

- ・航空機揮発油用原油と航空揮発油の提示
- ・航空揮発油の対日輸出制限策をとっていたアメリカと異なる方針
- ・蘭印側においては航空燃料の対日輸出についても前向きな判断



\*1940年9~11月の蘭印交渉

- ・315万トン要求に対して2割強の72万6,500トンの提示
- ・航空燃料についてはアメリカの介入により皆無の回答
- ・航空燃料につき皆無と回答した代わりに、日本側の要求していない品目を自ら進んで提示
- ・できる範囲内で日本の要求に応じようとの蘭印側の配慮が窺える

[補論] 対日石油供給をめぐる蘭印とアメリカとの関係

\*1941年7月の対日制裁措置

- ・1941年7月24日、日本軍の南部仏印進駐
- ・1941年7月25日、アメリカの在米日本資産凍結  
石油代金の決済不可能、事実上の石油禁輸
- ・1941年7月26日、イギリスの在英日本資産凍結、日英通商航海条約破棄
- ・1941年7月28日、蘭印政府の輸出許可制の実施

\*蘭印政府の輸出許可制実施と当時の状況

- ・蘭印の対日輸出許可制の実施はアメリカとの申し合わせに基づくものではない
- ・蘭印にはアメリカの在米資産凍結に関する事前情報なし  
「昨日断行されたアメリカの対日経済措置(在米日本資産の凍結: 引用者)は蘭印と極めて密接に関連する事案であるにもかかわらず、オランダ政府や蘭印政府と何の相談もなしに行われたものである」<sup>15</sup>
- ・アメリカの対日政策に関して情報が欠如、アメリカと一致結束して対日石油禁輸に向かうような一枚岩的状况にはなかった

\*蘭印の輸出許可制と対日石油輸出

- ・主要戦略物資(ボーキサイト、ゴム、錫等): 輸出禁止品目に指定、対日輸出の全面禁止
- ・石油: 禁輸対象品目から除外  
C f) 蘭印総督の判断  
「対日石油禁輸は日本の対外行動を抑止できる最も効果的な手段であるが、と同時に日本の蘭印への武力行使を招く極めて危険な措置である」<sup>16</sup>  
⇒蘭印にとって対日石油禁輸は諸刃の剣
- ・石油の禁輸に対して最後まで慎重な態度: 1年間88万1,000トンの限度内で輸出許可の方針。しかし最終的には、輸出許可は下りず。
- ・その結果、日本・蘭印間の石油契約は履行されず、成約量135万5,500トンのうち、実際に日本に輸出されたのは、1941年7月までの船積み分の90万トン。

<sup>15</sup> *DBPN*, Deel III, No.130, De Minister van Koloniën Welter aan de Minister van Buitenlandse Zaken van Kleffens, 26 Juli 1941.

<sup>16</sup> *DBPN*, Deel III, No. 130A, De Gouverneur Generaal Tjarda van Starckenborgh Stachouwer aan de Minister van Koloniën Welter, 24 Juli 1941.